

## 相続法改正（遺留分）

弁護士 長谷川 留美子

自分の財産をどう処分するかは自由です。しかし、生前贈与や遺言によって少ししか遺産をもらえなくなった相続人には、最低限の保障として、遺留分の返還を求める権利があります。相続人が妻や子の場合、法定相続分の半分が遺留分として認められています。

具体的な遺留分の額を計算するには、基礎となる財産の額がいくらになるかを先ず明らかにする必要があります。この財産の額は、被相続人が相続開始時に有していた遺産の価額に、一定の生前贈与の価額を加えます。

現行民法では、加算する生前贈与は、①相続開始前1年以内の贈与、②遺留分を侵害することを知って行った贈与、③相続人に対する特別受益に該当する贈与（婚姻もしくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与）です。③の贈与（特別受益）は、遺産分割において、すでに遺産の前渡しがあったものとして遺産に加算することになっているものです。そこで、遺留分算定基礎財産を計算する際には、相続人に対する贈与は、相続開始前1年以内の贈与のすべてと、それより前にした贈与は特別受益に該当するもののすべてを加算することになります。

これに対して改正法では、加算する贈与のうち、相続人に対する贈与は、②の遺留分を侵害することを知って行った贈与を除いては、相続開始前10年以内の特別受益に該当する贈与に限定されることになりました。その結果、遺留分は減少します。

例えば、現行民法では、事業を順調に経営していて資産もあった被相続人が、相続開始前20年ころに相続人Aに自宅建築資金4000万円を贈与した後、次第に事業が傾き、老後の介護費用もかさんで、相続開始時には1000万円しか残っていなかった場合、もう一人の相続人Bの遺留分は、 $(1000万円 + 4000万円) \times 1/2 \times 1/2 = 1250万円$ となり、残った遺産1000万円をもらう他に、Aに対して250万円分の遺留分減殺請求（遺留分の返還を求めること）ができます。

ところが、改正法では、相続人Aに対する4000万円の贈与が、当時の事情から遺留分を侵害することを知って行った贈与にあたるといえない限り、相続人Bの遺留分は $1000万円 \times 1/2 \times 1/2 = 250万円$ となります。従って、残った1000万円の遺産分割では、相続人Aに対する4000万円の贈与は特別受益として加算されるため、相続人Aの取り分はなく、残った遺産1000万円を相続人Bがもらうことはできますが、それで終わりということになります。

今回の改正は、相続人に対する古い贈与があることによって、その存在を知り得ない第三者である受遺者、受贈者（寄付を受ける者など）が予期せぬ遺留分減殺請求を受けるといった不安定さを減らそうとするものようですが、相続人の立場からは、納得のいかないものかもしれません。

## (随想)

## 堺屋太一氏の訃報に接して想う

センター会長 杉浦 正康

堺屋太一氏が死去したとのニュースが入って来ました。83歳だったそうですが惜しい人を亡くしたとの想いを強く感じます。ここしばらく氏の言動に関する報道に接することがなかったため現在どうしてみえるのかなとたまに思い出す程度だったのですが、とにかく時代の先を見通す力が抜群で、「油断！」や「団塊の世代」などの作品は我々の愁眉を開いてくれたものでした。

東大卒業後1960年に通商産業省（現在の経済産業省）に入省し1970年の「大阪万博」の開催を提案企画し成功に導いたという手腕は高く評価できるものでした。「沖縄国際海洋博覧会」や「国際花と緑の博覧会」などにも携わっていました。上級国家公務員でありながらあれだけ先見性のある特異な作品（小説）を書く能力を持っているという稀に見る才能の持ち主だったのですから、現在のように先を読むことが非常に難しい時代に私たちが大きく期待するのは当然のことだろうと思います。

第1次オイルショックの後「油断！」を書き、終戦直後に生まれた第1次ベビーブームの人たちの問題を「団塊の世代」として書いたその先見性によって作家としての地位を確固たるものとしたわけですし、同様の手法で1997年には「平成30年」という未来小説を書いてこのまま手をこまねいているとその頃の日本の状況は非常に危機的な状態になるという予測をしており、殆ど的中している

言っても過言ではありません。

その後氏は小渕恵三内閣の経済企画庁長官を引き受けて内閣の一員となり森内閣まで続けたようですが、さらにその後の安倍政権内でも内閣参与としてカジノを含む統合型リゾートなどの政策を後押ししているそうです。どうもそのような立場になってからの氏の業績はあまりめぼしいものがなくなったように思いますし、ましてやかかつてのような「冴え」を感じさせるような提言を見ることもできず残念としか言いようがありません。

「適材適所」という言葉がありますが、どのように優秀な人でも「適所」に居てこそ能力を発揮することが出来るわけであって「適所」に恵まれなければ凡人なみになってしまい、とても「冴えわたる」ような業績を残すことは不可能だということなのかも知れません。

いずれにしても堺屋太一氏が当時書いたものは非常に時宜に適しており、先見性に満ちた内容であったために、「あれだけのことを考えることが出来る人だったのであるから、現在のように複雑で難しい時代の先を見通して的確で画期的な提言をしてもらえるのではないか？」と期待するのはごく当然のことのように思えたのですが、それはどうやら無いものねだりだったということになってしまいました。結局筆者のアンテナに掛かって来なかったということは、大きく報道するほどの業績がなくなったというマスコミの冷酷かつ厳しい判断だったのだらうと納得しました。

## 康友会ゴルフ同好会

### 第272回 例会成績

平成31年1月10日(木)

緑ヶ丘カンツリークラブ

他参加者 山口 光治、足立 文夫、  
荒井 栄児、古田 益三  
(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	杉浦 康晴
準優勝	日置 亨
3位	橋本 浩宗

#### <次回開催>

平成31年4月10日(水)  
ナガシマカントリークラブ



## 3月、4月の税務・労務

### 3月の税務・労務

- 11日◇源泉所得税の納付  
住民税特別徴収額の納付
- 15日◇平成30年分所得税の確定申告、  
確定損失申告書の提出及び納付  
◇平成30年分所得税の総収入金  
額報告書の提出  
◇所得税の青色申告の承認申請  
◇確定所得税額の延納の届出  
◇贈与税の確定申告及び納付  
◇財産債務調書の提出  
◇国外財産調書の提出  
◇個人住民税の申告  
◇個人事業税の申告  
◇個人の事業所税の申告及び納付

- 4月1日◇個人事業者の消費税・地方消費  
税の確定申告及び納付  
◇平成31年1月決算法人の確定  
申告、7月決算法人の中間申告、  
4月・7月・10月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇平成31年1月決算法人の事業  
所税申告及び納付

### 4月の税務・労務

- 1日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の開始(公示による)
- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 16日◇給与支払報告に係る給与所得者  
異動届出書の提出
- 5月7日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の終了(公示による)  
◇平成31年2月決算法人の確定  
申告、8月決算法人の中間申告、  
5月・8月・11月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇公共法人等の住民税均等割の申  
告及び納付  
◇固定資産税及び都市計画税第1  
期分の納付  
◇軽自動車税の納付  
◇平成31年2月決算法人の事業  
所税申告及び納付



# ご案内

● 康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

平成31年 3月 18日 (月)  
 平成31年 4月 16日 (火)  
 平成31年 5月 22日 (水)  
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成31年 3月 19日 (火)

わが家のペット自慢  
 ~コスモスこどもクリニック  
 前田敏子様 編~



雌猫4匹、ずばり癒し系です。アビシニアン  
 のゆず16歳。甘えん坊で、ケーキとアイス  
 が大好き。シンガプーラのひなは14歳、病  
 気治療中で動物病院大嫌い。こなつ8歳、ツ  
 ンデレの典型的な和猫。ラヴィ5歳、青い  
 瞳、尾が短く、足が白、スノーシューか  
 も。テレビの猫や野鳥をガン見です。

◎ 休日のお知らせ

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

★ 税務・労務・経営・法律に関することなら  
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
 税 理 士 杉浦 正康  
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

近川純那 早川 毅 中島和人 小林浩子  
 加藤紀男 都築玲香 山田真義 張本美佳

思い出の信憑性は、不確かなものようです。  
 昨今、暖冬の影響からか実家のある地域の積雪も  
 少なくなっています。小学生のころは、毎年冬に  
 なる家の隣の田んぼでスキーを滑った記憶があり  
 それは思い出深いものです。しかし過去の気象  
 データを調べたところ、スキーが出来るような積  
 雪ではありませんでした。それはある特定の年の  
 特定の時期の経験だったのででしょうか。それと  
 も・・・！？記憶に嘘をつかれていたのかもしれ  
 ません。  
 中島和人